

## 八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市市街地再開発事業等実施要綱(昭和62年7月1日決裁。以下「実施要綱」という。)に基づく市街地再開発事業等を実施する事業施行者に対し、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手続き等に関する規則(昭和35年八王子市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業費)

第2条 補助金の交付対象となる事業費は、次に掲げるものとする。

(1) 実施要綱第2条に規定する「市街地再開発事業」に要する費用

- ア 別表第1に掲げる準備組合設立活動費
- イ 別表第2に掲げる準備組合運営費
- ウ 別表第3に掲げる基本計画等作成費
- エ 別表第4に掲げる市街地整備費
- オ 別表第5に掲げる公共施設整備費及び公共施設管理者負担金

(2) 実施要綱第2条に規定する「共同建築事業」に要する費用

別表第4に掲げる市街地整備費(調査設計計画費、事務費に限る。)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で、次に掲げる費用の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、第5号に掲げるものを除き、これを切り捨てる。)とする。

(1) 準備組合設立活動費

施行地区内の敷地面積1平方メートルあたり10円に相当する額を乗じて得た額に、事業当たり基本補助額10万円を加算した額で、70万円を限度とする。

(2) 準備組合運営費

ア 調査研究活動費

権利者(共有による所有等の場合は1人とみなす。)の数に1人当たり5,000円を乗じて得た額に、事業当たり基本補助額30万円を加算した額で、100万円を限度とする。

イ 事務費

当該費用の2分の1以内の額で、180万円を限度とする。

(3) 基本計画等作成費

当該基本計画等の作成に要する費用の2分の1以内の額で、1,000万円を限度とする。

(4) 市街地整備費

当該市街地整備に要する費用の3分の2以内の額とする。

(5) 公共施設整備費及び公共施設管理者負担金

当該整備等に要する費用の額とする。

(補助金の交付要望)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業施行者は、補助金交付要望書(第1号様式)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 補助金の変更交付を受けようとする事業施行者は、補助金交付要望書(変更)(第2号様式)に変更理由を記載し、市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付内定)

第5条 市長は、前条による要望があった場合において、補助金交付要望書及び関係書類等の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の予算措置を行い当該予算の議決後、補助金交付内定通知書(第3号様式)によりその旨を事業施行者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 事業施行者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第4号様式)に市長が必要と認める書類を添え、市長に提出するものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請があった場合において、補助金交付申請書及び関係書類等の審査並びに必要な応じて現地調査等により適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(第5号様式)により、事業施行者に通知するものとする。

2 前項の補助金交付決定に当たり、市長は必要な限度において条件を付することができる。

3 事業施行者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金額の変更を生じた場合は、補助金交付変更申請書(第6号様式)により、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項による申請があった場合において、補助金交付変更申請書及び関係書類等の審査並びに必要な応じて現地調査等により適正と認めたときは、補助金の交付変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(第7号様式)により、事業施行者に通知するものとする。

(経費の配分の変更)

第8条 事業施行者は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするときは、補助金の経費の配分変更承認申請書(第8号様式)により市長の承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の変更を認めるときは、補助金の経費の配分変更承認通知書(第9号様式)により、事業施行者に通知するものとする。この場合において、事業費より附帯事務費への流用による経費の配分の変更は認めないものとする。

(事業内容の変更)

第9条 事業施行者は、補助金の交付決定を受けた後、補助事業内容の変更をするときは、事業内容変更承認申請書(第10号様式)により市長の承認を受けるものとする。ただ

し、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の変更を認めるときは、事業内容変更承認通知書（第11号様式）により事業施行者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 事業施行者は、補助金の交付決定を受けた後、事業を中止、又は廃止しようとするときは、速やかに中止（又は廃止）承認申請書（第12号様式）を提出するものとし、市長は適当と認めるときは、中止（又は廃止）承認通知書（第13号様式）により承認するものとする。

（事業完了期日の変更）

第11条 事業施行者は、補助事業が補助金交付申請書に記された期日までに完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難になったときは、速やかに完了期日変更報告書（第14号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（指示及び検査等）

第12条 市長は、事業の円滑な進捗と遂行を図るため、事業施行者に対し、必要な指示を行い、報告を求め、又は実地に検査することができる。

（実績報告書）

第13条 事業施行者は、補助金に係る事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに完了実績報告書（第15号様式）に必要書類を添え、市長に報告しなければならない。

2 事業施行者は、当該事業が翌年度にわたる場合においては、その補助金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに年度終了実績報告書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の実績報告を受けた場合においては、実績報告の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、補助金の額の確定通知書（第17号様式）により、事業施行者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、前条の審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業についてこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第13条の規定は、前項の命令により事業施行者が、必要な措置をした場合に準用する。この場合において、同条中「速やかに」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

（補助金の交付）

第16条 補助金は、第14条の規定による額の確定後に交付するものとする。ただし、市

長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 事業施行者は、前項の規定により補助金の交付を受けるときは、補助金の額の確定通知又は補助金交付決定通知を受け取った以後、速やかに補助金交付（精算払い、概算払い）請求書（第18号様式）により市長が必要と認める書類を添え、市長に提出するものとする。

（交付決定の取り消し）

第17条 市長は、事業施行者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱及び他の法令等に違反したとき

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 市長は、補助金の返還をさせる必要があるものについては、補助金返還命令書（第19号様式）により事業施行者に通知するものとする。

（仮設店舗の管理）

第19条 事業施行者は、実施要綱第2条第1号の規定による市街地再開発事業において、仮設店舗等（仮設店舗仮設住宅並びに市長が必要と認め、承認した借地権又は借家権の取得、用地造成及び共同倉庫をいう。）を設置したときは、仮設店舗等の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めなければならない。

- 2 事業施行者は、仮設店舗等の管理状況について、仮設店舗等管理状況報告書（第20号様式）により、年度末に市長に報告しなければならない。
- 3 使用計画期間を経過した仮設店舗等は、速やかに撤去しなければならない。ただし、使用計画期間を経過した場合において、当該仮設店舗等を撤去できない理由があるときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 特別の事情により仮設店舗を引き続いて管理することが不相当と認められるときは、市長の承認を得て当該仮設店舗等の用途を廃止することができる。ただし、耐用年数（昭和

34年3月12日建設省発令第74号建設事務次官通達（以下「残存物件取り扱通達」という。）による。）を経過したものについては、市長の承認を要しない。

- 5 耐用年限前に仮設店舗等を撤去する場合には、同種の事業に継続する場合を除き、残存価格（補助対象建設費に残存物件取り扱通達に基づく残存価格率を乗じた額をいう。）に補助率を乗じて得た額を返還しなければならない。

（財産の処分の制限等）

第20条 事業施行者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産について、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、市長が定める財産、期間については、残存物件取り扱通達を準用するものとする。

（1）不動産

（2）機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの

- 2 財産の処分の承認を受けようとする事業施行者は、残存物件の継続使用承認申請書（第21号様式）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

（補助金の経理）

第21条 事業施行者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めのない事項については、市街地再開発事業に関する国庫補助金交付要綱等及び東京都市街地再開発事業補助金交付要綱によるもののほか、市長が別に定める基準等によるものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月5日から施行する。

(別表)

補 助 の 対 象

No. 1

費 用	種 別	内 容
1 準備組合設立 活動費	設立準備活動費	準備組合の設立に向けた活動に要する費用
2 準備組合運営費	(1) 調査研究活動費	準備組合が事業目的達成に必要な調査、 研究及び活動に要する費用
	(2) 事 務 費	準備組合が、その運営に必要な事務所借上 げ料（保証金、敷金等は除く）及び事務補 助員人件費に要する費用
3 基本計画等作成費	(1) 基本構想（素案） 作成費	基本構想（素案）の作成、区域、目標、 手法及び実施方針の作成に要する費用
	(2) 現 況 調 査 費	地区内の人口、世帯数、産業別就業人口 土地建物に関すること、商圈、商業活動 及びその他基本計画等の作成に必要な調 査に要する費用
	(3) 基本計画（素案） 作成費	ア 施設建築物の用途、建築面積、建築延 べ面積、施設建築物の高さ、空地及び 駐車施設等の計画案の作成に要する費 用 イ 概略の資金計画案の作成に要する費用 ウ 概略の権利調整案の作成に要する費用 エ 立地条件、商業活動の見とおし、事業 施行上の問題点の検討及びその他基本 計画（素案）作成に要する費用

費 用	種 別	内 容
3 基本計画等作成費	(4) 事業推進計画	<p>ア 事業計画案作成に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行地区及び工区の設定に関する こと</li> <li>・ 施設建築物の整備に関する こと</li> <li>・ 施設建築敷地の整備に関する こと</li> <li>・ 公共施設の整備に関する こと</li> <li>・ 資金計画に関する こと</li> <li>・ 事業の施行期間に関する こと</li> </ul> <p>イ 権利調整案作成に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係権利者の意向に関する こと</li> <li>・ 関係権利者の従前権利の種類及び 価格の試算に関する こと</li> <li>・ 権利調整の手法に関する こと</li> <li>・ 関係権利者の従後権利の種類及び 価格の試算に関する こと</li> <li>・ 関係権利者の補償に関する こと</li> <li>・ 借家権利者等零細権利者の取り扱 いに関する こと</li> </ul> <p>ウ 経営採算計画案作成に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ テナントの導入計画に関する こと</li> <li>・ 参加組合員に関する こと</li> <li>・ 権利床の利用計画及び保留床の処 分計画に関する こと</li> <li>・ 経営管理組織に関する こと</li> </ul> <p>エ 事業スケジュール案の作成及びその他 事業推進計画（素案）作成に要する費 用</p>

費 用	種 別	内 容
3 基本計画等作成費	(5) 附 帯 事 務 費	前記(1)から(4)に掲げる費用の基本計画等作成に係る附帯事務に要する費用 ただし、当該事務に要する費用の額が前記(1)から(4)に掲げる基本計画等作成に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額を超える場合は、その額を限度とする
4 市街地整備費	市 街 地 整 備 費	<p>ア 調査設計計画費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画作成に要する費用</li> <li>・ 地盤調査に要する費用</li> <li>・ 建築設計に要する費用</li> <li>・ 権利変換計画作成に要する費用</li> </ul> <p>イ 土地整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物除却に要する費用</li> <li>・ 土地の整地に要する費用</li> <li>・ 仮設店舗等設置に要する費用</li> <li>・ 補償費等に要する費用</li> </ul> <p>ウ 共同施設整備費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空地等の整備に要する費用</li> <li>・ 供給処理施設の整備に要する費用</li> <li>・ その他の施設の整備に要する費用</li> </ul> <p>エ 事務費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前記アからウまでの事業に係る事務に要する費用</li> </ul>



費 用	種 別	内 容
5 公共施設整備費及び公共施設管理者負担金	(1) 工 事 費	<p>ア 本工事に関する費用 事業の主体をなす施設工事の施行に直接必要な労務、材料、委託及び賃借等に要するもの</p> <p>イ 附帯工事に要する費用 本工事に伴い必要を生じた他の施設の工事に要するもののうち、アに掲げる本工事に相当する部分の経費</p> <p>ウ 測量及び試験に要する費用 工事施行に必要な調査、測量、設計及び試験に要するもの</p> <p>エ 用地及び補償に関する費用 工事の施行に必要な土地等の買収費及び工事の施行に伴う損失補償並びに工事の施行に必要な土地を造成する場合における当該事業に係る負担金に要するもの</p> <p>オ 機械器具の取得等に要する費用 工事の施行に直接必要な機械器具及び車両等の購入その他に要するもの</p> <p>カ 営繕費に要する費用 工事施行に必要な現場事務所、仮設店舗の設置及び借上げ、その他に要するもの</p> <p>キ 権利変換に要する費用 事業に係る調査、設計、権利変換計画、権利変換に関する処分及び登記等に要するもの</p>

費 用	種 別	内 容
5 公共施設整備費及び 公共施設管理者負担 金	(1) 工 事 費	ク 管理処分に要する費用 事業に係る測量、調査、評価、設計 管理処分計画、市街地再開発審査会、 管理処分及び登記に要するもの (キ 権利変換に要する費用の内容に 準ずる)
	(2) 事 務 費	事業に直接従事する職員の人件費、旅 費、庁費、工事雑費等に要するもの

八王子市長 殿

所 在 地  
名 称  
代表者氏名

### 市街地再開発事業等補助金交付要望書

次の事業を行いたいので、 年度において補助金 円を交付されるよう、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第 4 条の規定により要望します。

(単位：円)

事業の名称						
要望補助金の額						
補助対象事業の内訳	項 目	事業費	控除額	補助基本額	補助率	補助金の額
計						

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

### 市街地再開発事業等補助金交付要望書（変更）

年 月 日付第 号で補助金交付要望した 年度市街地再開発事業等補助金について変更交付を受けたいので、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり要望します。

(単位：円)

事業の名称						
要望補助金の額						
補助対象事業の内訳	項目	事業費	控除額	補助基本額	補助率	補助金の額
計						

\* ( ) の数値は変更前

変更理由：

殿

八王子市長

### 市街地再開発事業等補助金交付内定通知書

年 月 日付第 号による補助金交付要望書に基づく 年度における補助金等の交付については、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり内示します。

よって、同要綱第6条の規定による補助金等交付申請書を提出されるよう通知します。

(単位：円)

事業の名称						
補助金交付予定額						
補助対象事業の内訳	項目	事業費	控除額	補助基本額	補助率	補助金の額
計						

八王子市長 殿

所在地  
名 称  
代表者氏名

## 年度市街地再開発事業等補助金交付申請書

年度市街地再開発事業について、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業の目的及び内容
3. 補助事業の完了期日
4. 補助事業の実施計画（別紙1）
5. 交付申請額 円
6. 交付申請額の算出方法等（別紙2、3）
7. 添付図書



別 紙 2

1. 交付申請額の算出方法等

種 別	基 礎 数 量	単価 (円)	補助基本額 (円)	補助率	交付申請額 (円)
合 計					

2. 補助対象事業収支予算書

収 入

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

支 出

科 目	予 算 額 (円)	摘 要
合 計		

(備考) 1. 補助金を含めた総額を記入すること。

2. 摘要欄には補助金でまかなわれる部分以外の負担者、負担方法等を記載すること。



## 再開発事業等の概要

1、施行組合等の概要

2、事業の概要

3、その他必要な事項

殿

八王子市長

年度市街地再開発事業等補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号により申請のあった 年度市街地再開発事業等補助金は、次のおり決定したので、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第7条の規定により次のおり条件を付して通知します。

補助金交付決定額	円			
補助金の内訳	補助対象事業費	補助基本額(円)	補助率	補助金額(円)
	計			

条 件

- この補助金の対象になる事業及びその内容は、年 月 日付第 号による交付申請書記載のおりとする。
- この事業が 年 月 日までに完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- この補助金の使用については、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱を遵守すること。
- この補助金について事業施行者は経理状況を明確にした調書を作成しなければならない。
- この事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、市長の承諾を得て、この事業完了後、これと同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価額に当該事業にかかる八王子市の補助率を乗じて得た金額を返還しなければならない。

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

### 年度市街地再開発事業等補助金交付変更申請書

年 月 日付第 号で交付決定の通知を受けた 年度市街地再開発事業等補助金について変更交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

1、補助事業の名称

2、変更を必要とする理由

3、補助事業の完了予定日

4、補助金交付変更額

交付決定額	円
交付変更申請額	円
差引増△減額	円

5、交付変更申請額の算出方法等（別紙のとおり）

殿

八王子市長

年度市街地再開発事業  
等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付第 号で通知した 年度市街地再開発事業等補助金の交付決定額を下記のとおり変更する。

記

交付決定額 円

変更交付決定額 円

変更増△減額 円

条件

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

年度市街地再開発事業等補助金の経費の配分変更承認申請書

年 月 日付第 号で交付決定の通知を受けました 年度標記事業補助金の経費の配分を、下記事由により別表のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1、経費の配分の変更を必要とする具体的な理由
- 2、経費の配分の変更内訳書（別表）

別表 経費の配分の変更内訳書

	補助事業に要する経費 A		地方公共団体が補助する額 B		補助率	補助金額	摘 要
	金額	増△減	金額	増△減			
合 計							

金額欄には、上段に変更前の額を（ ）で記入し、下段には変更後の額を記入すること。

第9号様式

第 号  
年 月 日

殿

八王子市長

年度市街地再開発事業等補  
助金の経費の配分変更承認通知書

年 月 日付第 号で申請のあった 年度市街地再開発事業等補助金の  
経費の配分変更については、次の条件を付して承認する。

条 件

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

## 年度市街地再開発事業 等の事業内容変更承認申請書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度標記事業  
について、下記のとおり事業内容を変更したいので関係書類及び図書を添えて申請し  
ます。

### 記

- 1、補助事業の名称
- 2、変更内容
- 3、変更理由
- 4、関係書類及び図書（別添のとおり）

（注） 内容の変更に伴って金額の移動がある場合には、すべての補助金交付申請  
の様式を準用し、当初を赤色、変更後を黒色で記載すること。

なお、添付図面は変更に係わる部分のみ添付すること。

殿

八王子市長

年度市街地再開発事業  
等の事業内容変更承認通知書

年 月 日付第 号で申請のあった 年度市街地再開発事業等の事業内容に関する変更は、次の条件を付して承認する。

条 件



八王子市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

### 年度市街地再開発事業等中止（又は廃止）承認申請書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年度市街地再開発事業等を、下記により事業の中止（又は廃止）をしたいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1、補助事業の名称

2、中止（廃止）の理由

3、中止（廃止）に係る事業の内容及び金額（別表）

交付決定額	円
既受領額	円
中止（廃止）申請額	円
差引額	円

4、工程表

5、添付書類

補助金交付申請書 交付決定通知書の写し等

第13号様式

第 号  
年 月 日

殿

八王子市長

年度市街地再開発事業等  
中止（又は廃止）承認通知書

年 月 日付第 号で申請のあった 年度市街地再開発事業等に関する  
中止（又は廃止）は次の条件を付して承認する。

条 件

第14号様式

第 号  
年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

## 年度市街地再開発事業の完了期日変更報告書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業について、下記の事由により同通知に付された完了期日には、事業の完了が困難になったので報告します。

### 記

- 1、補助事業の名称
- 2、交付決定通知に付された事業の完了期日
- 3、変更すべき完了期日
- 4、変更の事由
- 5、事業実施状況表
- 6、工事工程表
- 7、参考資料
  - ・写真等工事の進捗状況を把握できるもの
  - ・翌年度に渡る場合は、繰越調書の写し

第15号様式

第 号  
年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

## 年度市街地再開発事業等完了実績報告書

年 月 日付第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業が完了したので、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

### 記

1、補助事業の名称

2、補助金の交付決定額及びその精算額

補助金交付決定額 円

補助金精算額 円

3、補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

第16号様式

第 号  
年 月 日

八王子市長 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

## 年度市街地再開発事業等年度終了実績報告書

年 月 日付第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の  
年度における実績について、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第13条第2項  
の規定により、関係書類を添えて別表のとおり報告します。

記

関係添付書類

- 1、補助金受入調書（別紙1）
- 2、事業遂行工程表（別紙2）

別紙 1

### 補助金受入調書

補助金交付決定通知		補助金受入			
年月日	金額(円)	年月日	金額(円)	累計(円)	摘要
計	0		0	0	



第17号様式

第 号  
年 月 日

殿

八王子市長

## 年度市街地再開発事業等補助金の額の確定通知書

年 月 日付第 号で完了実績報告のあった 年度市街地再開発事業補助金  
については、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

確定補助金額	円
交付決定補助金額	円
交付済補助金額	円
返還金額	円



八王子市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

年度市街地再開発事業等の  
補助金（精算払、概算払）交付請求書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知を受けました標記事業補助金を八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

1. 補助事業の名称

2. 補助金交付決定額

交付決定額	円
年度確定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残額	円

3. 関係書類

(注) 交付決定額の記入は概算払請求の場合は交付決定額、精算払いの場合は確定額を記入すること。

殿

八王子市長

## 年度市街地再開発事業等補助金返還命令書

年 月 日付第 号で交付した 年度市街地再開発事業等補助金については、八王子市市街地再開発事業等補助金交付要綱第18条第3項の規定により、下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1、補助事業の名称

2、返還金額 円

3、返還期日

地区名  
設置者名

年度仮設店舗等管理状況報告書

構造	建設年度	耐用年度	撤去予定年度	用途別	建設		月別入居状況												備考				
					戸数	戸数番号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
木造				店舗	5	1														* 戸数だけの欄を作ること。			
						2																	
						3																	
						4																	
						5																	
				住宅																			
軽量鉄骨 スチール パイプ				店舗																			
				住宅																			

- (注) 1、この表は毎年度の3月末日現在の管理状況について報告すること。  
 2、番号欄は戸数の数だけ横に欄を設けること。  
 3、月別入居状況欄には棒状にあらわすこと。

